

《抜粋》
平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成 30 年 2 月 5 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方	53
第 2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	55
1. 新設サービス	
(1) 就労定着支援	55
(2) 自立生活援助	58
(3) 居宅訪問型児童発達支援	60
2. 共生型サービス	62
3. 地域生活支援拠点等	63
4. 障害福祉サービス等における横断的事項	
(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し	66
(2) 各種減算の見直し	67
(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	69
(4) 送迎加算の見直し	69
(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進	70
(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し	70
(7) 身体拘束等の適正化	71
(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	71
(9) 地域区分の見直し	71
(10) 公立減算の取扱い	71
第 3 終わりに	72

第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約100万人、国の予算額は約1.3兆円とそれぞれ倍増するなど、障害者への支援は年々拡充している。
そうした中で、平成27年度の社会保障審議会障害者部会において提言された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた改正障害者総合支援法等が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定と同日の平成30年4月1日に施行される。
- 本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの具体的な報酬等の設定について検討することはもとより、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要がある。
- また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要」とされるとともに、「障害者の就労支援等の推進」が掲げられており、報酬改定を通じて障害者の工賃・賃金向上、一般就労への移行の促進や就労定着支援の充実が求められる。
- 加えて、利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など、制度の持続可能性の確保の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- このような状況の中、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.47%とし、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）は、平成29年5月31日から17回にわたり、47の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスの現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

(2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けられることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。

(3) 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。
- 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

(4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

- 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

(5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 新設サービス

(1) 就労定着支援

① 基本的な考え方

- ・ 就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象とする。

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 就労定着支援員
常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上（資格要件は定めない。）
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

④ 基本報酬・加算の設定

ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価

- ・ 利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数

(雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数)の割合)に応じた基本報酬とする。また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

《就労定着支援サービス費の設定》

イ 利用者数20人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	3,200単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,640単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,120単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,600単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,360単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	1,200単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	1,040単位/月

ロ 利用者数21人以上40人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,560単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,112単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,696単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,280単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,088単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	960単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	832単位/月

ハ 利用者数41人以上

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,400単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	1,980単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,590単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,200単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,020単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	900単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	780単位/月

イ 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

- ・ 就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

《就労定着実績体制加算【新設】》

300単位/月

ウ 就労定着を促進するための評価

- ・ 障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

《職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算【新設】》 120単位／月

エ 中山間地域等に居住する利用者を支援した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 240単位／月

オ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

- ・ 就労定着支援については、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※ 初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

《初期加算【新設】》 900単位／月（1回限りの算定）

カ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

- ・ 支援開始1年目は障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、就職先企業、医療機関等の関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する加算を創設する。

《企業連携等調整特別加算【新設】》 240単位／月

キ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

⑤ 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

- ・ 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。
- ・ また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※ サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

(2) 自立生活援助

① 基本的考え方

- ・ 自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 以下の者を対象とする。
 - 一 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
 - 二 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
 - 三 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※）

※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返し等)
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 地域生活支援員
指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。
 - 二 サービス管理責任者
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

④ 基本報酬・加算の設定

ア 毎月の包括的なサービスの評価

- ・ 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
- ・ 障害者支援施設等から移行した直後（退所等の日から1年以内）の利用者については、関係機関との連絡調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する。
- ・ 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

《自立生活援助サービス費の設定》

イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）【新設】※退所等から1年以内の利用者

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,547単位／月
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
1,083単位／月

ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）【新設】※退所等から1年を超える利用者

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,158単位／月
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
811単位／月

イ 特に支援が必要となる場合等の評価

- ・ 特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行った月については、更に一定単位数を加算する。

《初回加算【新設】》 500単位／月
《同行支援加算【新設】》 500単位／月

ウ その他

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 230単位／月

- ・ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を評価することとし、福祉専門職員配置等加算を創設する。

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

- (Ⅰ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位／月
- (Ⅱ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位／月
- (Ⅲ) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位／月

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合の業務負担を評価する利用者負担上限額管理加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

(3) 居宅訪問型児童発達支援

① 基本的考え方

- ・ 居宅訪問型児童発達支援については、訪問先において発達支援を提供するものであることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

- ・ 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

③ 職員配置

- ・ 以下の職員を配置する。
 - 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 二 児童発達支援管理責任者 1以上

※ 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者とする。

④ 基本報酬・加算

ア 基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は1回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する。

《居宅訪問型児童発達支援給付費の設定》

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位

イ 訪問支援員特別加算の創設

- ・ 障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に評価する。

《訪問支援員特別加算【新設】》 679単位/回

(加算対象者)

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であって、障害児支援の経験が5年以上
- ② 障害児支援の経験が10年以上

ウ 中山間地域等に居住する利用者の居宅を訪問した場合の評価

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》 +15/100

エ 通所施設移行支援加算の創設

- ・ 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助や連絡調整を評価する加算を創設する。

《通所施設移行支援加算【新設】》 500単位／回（1回を限度）

オ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位／回（月1回を限度）

カ 福祉・介護職員処遇改善加算等の創設

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設する。

《福祉・介護職員処遇改善加算【新設】》

イ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位数 × 7.9%
ロ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位数 × 5.8%
ハ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	+ 所定単位数 × 3.2%
ニ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	+ 所定単位数 × 3.2% × 0.9
ホ	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	+ 所定単位数 × 3.2% × 0.8

《福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】》

福祉・介護職員処遇改善特別加算	+ 所定単位数 × 1.1%
-----------------	----------------

2. 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

(1) 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。

(2) 指定基準

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

(3) 基本報酬・加算

- 障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。
 - ① 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。
 - ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。
- その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

《サービス管理責任者配置等加算【新設】》	58 単位
《福祉専門職員配置等加算【新設】》	
イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	
※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合	1日につき15単位を加算
ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	
※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合	1日につき10単位を加算
《共生型サービス体制強化加算【新設】》	※児童発達支援、放課後等デイサービス
・ 児童発達支援管理責任者を配置した場合	103 単位
・ 保育士又は児童指導員を配置した場合	78 単位
・ 児童発達支援管理責任者かつ保育士又は児童指導員を配置した場合	181 単位

3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

(1) 相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

《地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】》	700単位/回
※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。	

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現 行]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位／日
- ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 180単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

- イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 180単位／日
- ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 270単位／日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

《定員超過特例加算【新設】》 50単位／日

※ （2）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに對し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

《体験利用支援加算の見直し》 ※ 日中活動系サービス

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日（初日から5日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
<u>250単位／日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>	

《体験利用加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]	[見直し後]
<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日（初日から5日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>
<u>250単位／日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合</u>	

《体験宿泊支援加算【新設】》 ※ 施設入所支援 120単位／日

《体験宿泊加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現 行]	
イ 体験宿泊加算（Ⅰ）	<u>300単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算（Ⅱ）	<u>700単位／日</u>
[見直し後]	
イ 体験宿泊加算（Ⅰ）	<u>350単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算（Ⅱ）	<u>750単位／日</u>

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設する。

《重度障害者支援加算【新設】》

- イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合（体制加算） 7単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

- ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位／日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ （4）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

《地域体制強化共同支援加算【新設】》 2,000単位／月（月1回を限度）

4. 障害福祉サービス等における横断的事項

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

※ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

[現 行]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日
 - ※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日
 - ※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する（42頁（2）②「作業療法士を配置した場合の評価」を参照）。

（2）各種減算の見直し

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
- 具体的には、以下のとおりとする。
 - ・ サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

《各種減算の見直し》

○ サービス提供職員欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

[現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

[見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ 個別支援計画未作成減算

[現 行]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。

[見直し後]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

(4) 送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

《送迎加算の見直し》

[現 行] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 27単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 13単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に14単位／回を加算する（生活介護のみ）。

[見直し後] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 21単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に加算。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 10単位／回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に28単位／回を加算する（生活介護のみ）。

※ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位／日

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。

[注] 平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(7) 身体拘束等の適正化

- 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

≪身体拘束廃止未実施減算【新設】≫ 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(9) 地域区分の見直し

- 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。

なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。

- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙5）参照

(10) 公立減算の取扱い

- 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

第3 終わりに

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う。

① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定

- ・ 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者や、サービス提供事業所数が大幅に増加する中、検討チームでは、「現行の報酬については、サービス提供者側の体制という形式的な要件で決まっている中で、それが本当にいい支援かどうかは別物である。そうした中で、非常に難しいことであるが、科学的なエビデンスに基づいた支援の質を考えなければならない」との意見があった。

次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

② 客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定

- ・ 事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。

③ 食事提供体制加算について

- ・ 食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。

④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算

- ・ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。

⑤ 身体拘束等の適正化について

- ・ 今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

⑥ 居宅介護について

- ・ 居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員基準について検討する。

- ⑦ **重度障害者等包括支援の対象者の要件について**
- ・ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について、その利用実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑧ **就労移行支援利用後の一般就労について**
- ・ 一般就労の範囲については、今後、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑨ **就労継続支援A型における最低賃金減額特例について**
- ・ 就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、今後、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で、対応を検討する。
- ⑩ **就労移行支援における支援内容の実態把握と今後の対応**
- ・ 就労移行支援の基本報酬については、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価することとしているが、今後、就労移行支援の具体的な支援内容と、一般就労への移行や就労定着実績との関係性等の実態を把握した上で、支援内容の評価のあり方について検討する。
- ⑪ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
- ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する。
- ⑫ **計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施標準期間等について**
- ・ 計画相談支援については、モニタリングの実施標準期間の見直しに伴う効果や影響を検証し、障害児相談支援のあり方も含め更なる見直しについて引き続き検討する。
- ⑬ **医療的ケア児者について**
- ・ 医療的ケア児者に対する支援を直接的に評価するため、医療的ケア児者の厳密な定義（判定基準）について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

現行	見直し後
<p>[居住系サービス] 共同生活援助サービス費</p>	<p>[居住系サービス] 共同生活援助サービス費 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）</p> <p>イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）</p> <p>(1) 区分6 1,098 単位</p> <p>(2) 区分5 982 単位</p> <p>(3) 区分4 901 単位</p> <p>(4) 区分3 717 単位</p> <p>ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）</p> <p>(1) 区分6 1,014 単位</p> <p>(2) 区分5 898 単位</p> <p>(3) 区分4 816 単位</p> <p>(4) 区分3 633 単位</p> <p>ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅲ）</p> <p>(1) 区分6 963 単位</p> <p>(2) 区分5 846 単位</p> <p>(3) 区分4 765 単位</p> <p>(4) 区分3 582 単位</p> <p>ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）</p>

	(1) 区分 6	1,128 単位
	(2) 区分 5	1,012 単位
	(3) 区分 4	931 単位
	(4) 区分 3	747 単位
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
	(1) 3 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	904 単位
	(二) 区分 5	788 単位
	(三) 区分 4	707 単位
	(四) 区分 3	620 単位
	(五) 区分 2	456 単位
	(六) 区分 1 以下	397 単位
	(2) 4 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	820 単位
	(二) 区分 5	704 単位
	(三) 区分 4	622 単位
	(四) 区分 3	536 単位
	(五) 区分 2	371 単位
	(六) 区分 1 以下	321 単位
	(3) 5 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	769 単位
	(二) 区分 5	652 単位
	(三) 区分 4	571 単位
	(四) 区分 3	485 単位

	(五) 区分 2	321 単位
	(六) 区分 1 以下	277 単位
	(4) 体験利用の場合	
	(一) 区分 6	934 単位
	(二) 区分 5	818 単位
	(三) 区分 4	737 単位
	(四) 区分 3	650 単位
	(五) 区分 2	486 単位
	(六) 区分 1 以下	427 単位
	へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
	(1) 3 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	693 単位
	(二) 区分 5	646 単位
	(三) 区分 4	613 単位
	(2) 4 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	608 単位
	(二) 区分 5	562 単位
	(三) 区分 4	529 単位
	(3) 5 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	557 単位
	(二) 区分 5	511 単位
	(三) 区分 4	478 単位
	ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	

(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(1) 3 : 1の場合	
(-) 区分6	601 単位
(二) 区分5	554 単位
(三) 区分4	521 単位
(2) 4 : 1の場合	
(-) 区分6	516 単位
(二) 区分5	470 単位
(三) 区分4	437 単位
(3) 5 : 1の場合	
(-) 区分6	465 単位
(二) 区分5	419 単位
(三) 区分4	386 単位

地域区分の見直しについて

○ 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し（障害者サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
（新設）							
（新設）							
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

<平成30年度以降>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練（機能訓練）	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練（生活訓練）	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

○ 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し（障害児サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

＜現行＞

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円								
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	(新設)										
	保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
自閉症児の場合			11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
福祉型		盲ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
医療型(含:指定発達支援医療機関)		自閉症児の場合	10円								
	肢体不自由児の場合	10円									
	重症心身障害児の場合	10円									
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

＜平成30年度以降＞

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円								
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	居宅訪問型児童発達支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
自閉症児の場合			11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
福祉型		盲ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
			併設する施設が主たる施設の場合	11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円
肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
医療型(含:指定発達支援医療機関)		自閉症児の場合	10円								
	肢体不自由児の場合	10円									
	重症心身障害児の場合	10円									
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

(6) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

【平成28年度の障害者虐待に関する調査結果について ・ 調査結果等を踏まえた留意事項について】

- 平成29年12月27日に公表した平成28年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待は減少傾向にある一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成27年度と比較して虐待と判断された件数は18%増加(339件→401件)となっている。

参考:「平成28年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859.html>)

- 施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透されつつある状況とも解されるが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

参考:障害者虐待防止対策支援事業 地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成30年度予算案)

【成年後見制度の利用促進について】

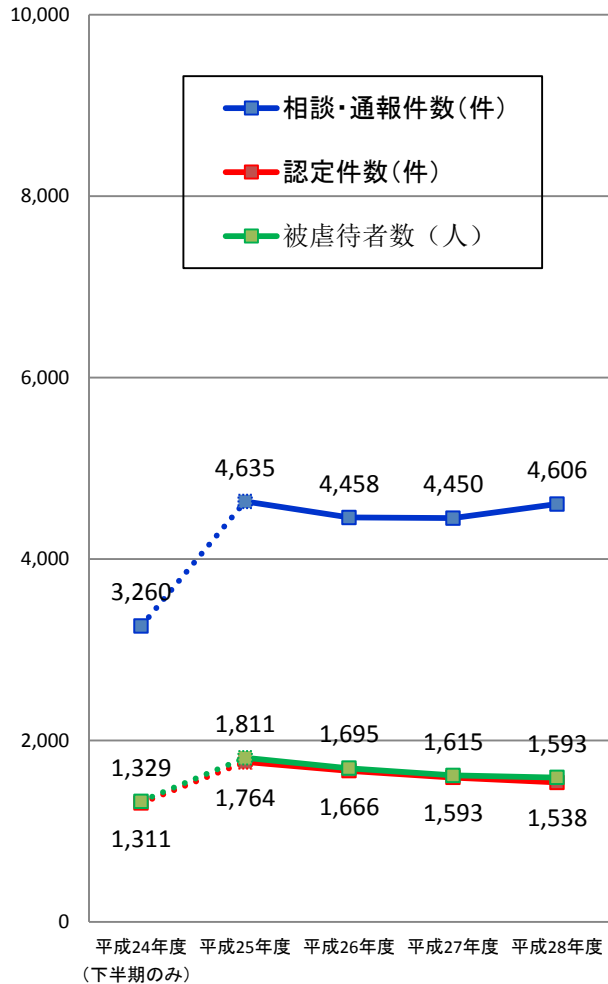
- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府においては平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を作成したところである。この基本計画を踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成することが求められており、地域生活支援事業費等補助金も活用の上、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図られたい。

参考:障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成30年度予算案)

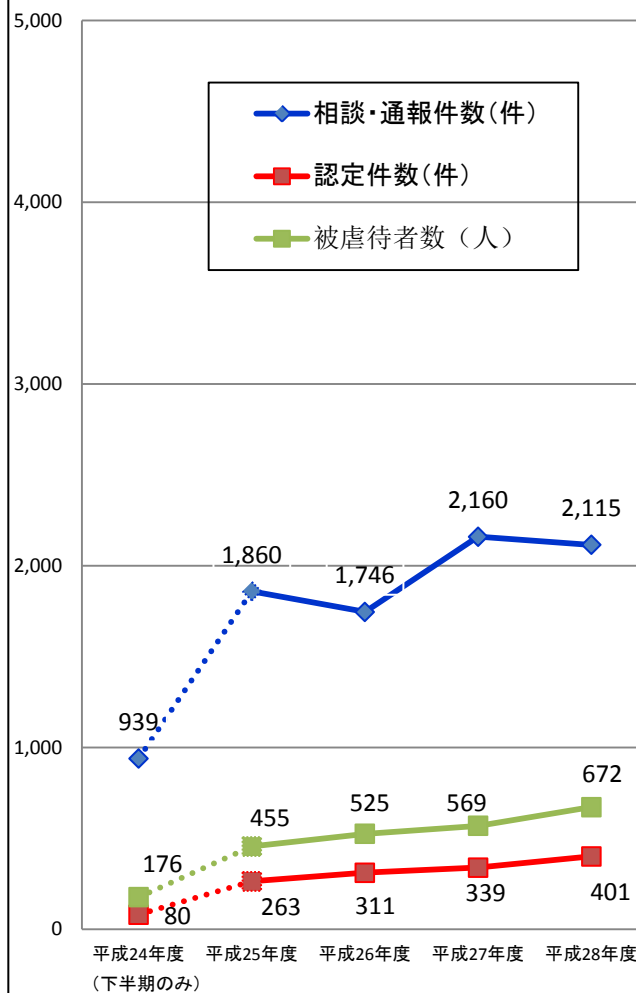
障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成28年度の4ヶ年分が対象。

養護者による障害者虐待

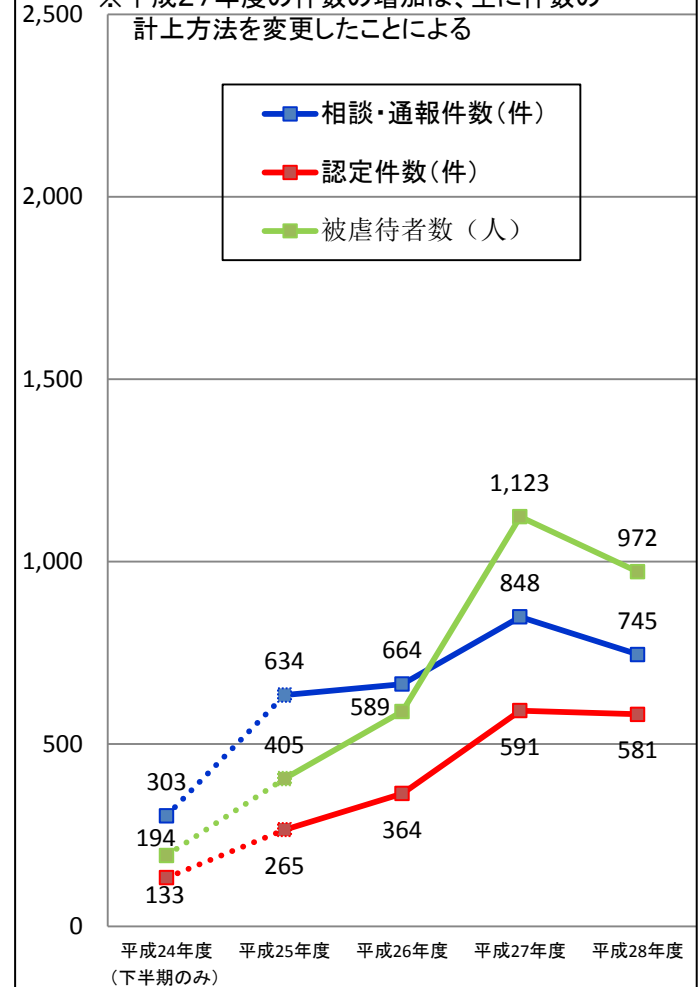


障害福祉施設従事者等による障害者虐待



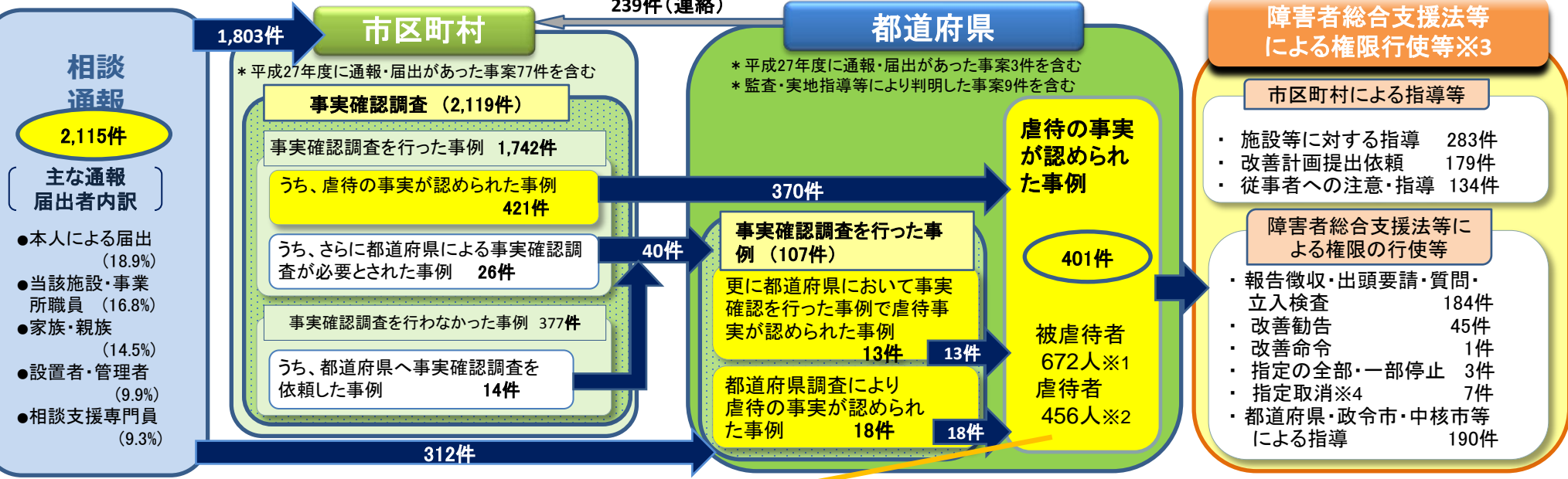
使用者による障害者虐待

※認定件数、被虐待者数は、雇用環境・均等局調べ
 ※平成27年度の件数の増加は、主に件数の計上方法を変更したことによる



平成28年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

参考資料2



虐待者 (456人)

- 性別 男性(73.2%)、女性(26.8%)
- 年齢 30～39歳(20.0%)、40～49歳(19.3%)、60歳以上(19.3%)
- 職種 生活支援員(40.1%)、その他従事者(11.4%)、管理者(7.7%)、指導員(7.5%)、世話人(6.6%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.1%	12.0%	42.1%	6.5%	9.5%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%
倫理観や理念の欠如	53.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	99	24.7%
居宅介護	10	2.5%
重度訪問介護	4	1.0%
療養介護	3	0.7%
生活介護	48	12.0%
短期入所	9	2.2%
自立訓練	2	0.5%
就労移行支援	7	1.7%
就労継続支援A型	26	6.5%
就労継続支援B型	52	13.0%
共同生活援助	76	19.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.5%
移動支援事業	8	2.0%
地域活動支援センターを経営する事業	6	1.5%
児童発達支援	4	1.0%
医療型児童発達支援	2	0.5%
放課後等デイサービス	83	21.0%
合計	401	100.0%

被虐待者 (672人)

- 性別 男性(64.3%)、女性(35.7%)
- 年齢 20～29歳(20.1%)、40～49歳(18.9%)、～19歳(13.5%)、30～39歳(13.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%

- 障害支援区分のある者 (58.9%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待被害者が特定できなかった等の6件を除く395件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった20件を除く381件が対象。
 ※3 平成28年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

お 知 ら せ

平成28年度における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第20条の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 7 件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性（1人）	女性（1人）	男性（1人） 女性（1人）	女性（1人）
	年齢階級	15～19歳	40～44歳	65歳以上 60～64歳	55～59歳
	障害種別	知的障害	知的障害	身体障害 身体・知的障害	知的障害
障害者虐待の類型		性的虐待	性的虐待	経済的虐待	身体的虐待
虐待のあった障害者福祉施設等の種別		放課後等デイサービス	障害者支援施設	障害者支援施設	共同生活援助
虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種		指導員	その他従事者 (宿直専門員)	生活支援員	世話人
障害者虐待に対して取った措置		事業所へ立入検査及び理事長から事情聴取を実施。指定取消に向けた手続き中に事業所から廃止届を受理。	再発防止に向けた職員研修の実施や体制の整備等を指導。	再発防止に向けた管理規程及び体制の見直し等を指導。	再発防止に向けた職員研修の実施やセルフチェックの実施等を指導。

被虐待者の状況	性別	女性（1人）	男性（1人）	男性（1人）
	年齢階級	50～54歳	30～34歳	30～34歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
障害者虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待
虐待のあった障害者福祉施設等の種別		障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設
虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種		生活支援員	その他従事者 (支援補佐員)	生活支援員
障害者虐待に対して取った措置		再発防止に向けた職員研修の実施等を指導。	虐待発生時には早急に報告するよう注意。施設が取った再発防止策を確認。	再発防止に向けた職員研修の実施やセルフチェックの実施等を指導。

(参考) 平成28年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位: 件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計
通報・届出件数		28	56	84
うち障害者虐待		7	23	30
障害者虐待の内訳	身体的	4	14	18
	性的	2	0	2
	心理的	1	7	8
	放棄・放任	0	3	3
	経済的	1	9	10

※虐待の内訳は重複している

相談支援の充実等について②

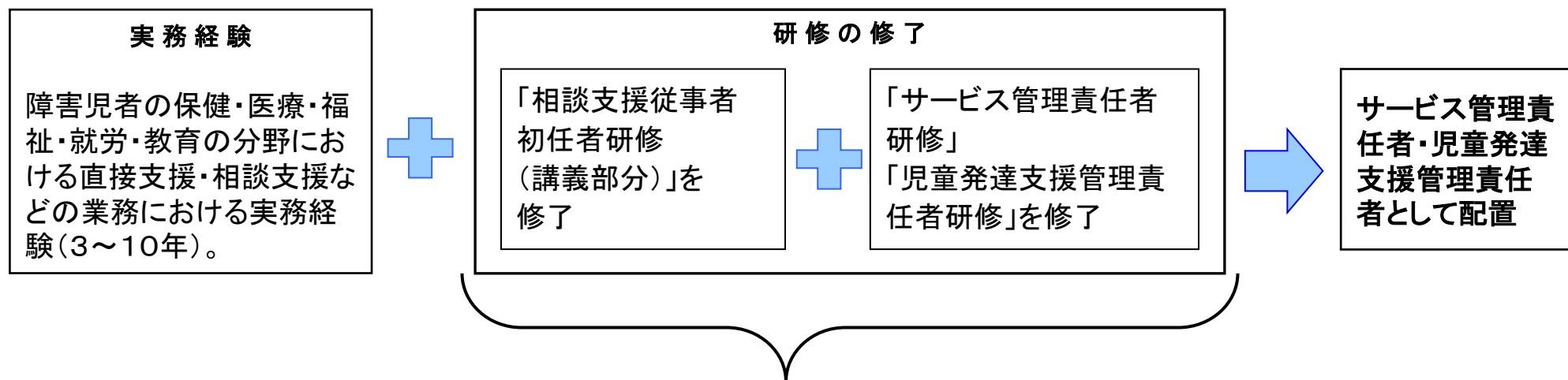
【主任相談支援専門員の創設等について】

- 基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を平成30年度より創設する。
- 創設する主任相談支援専門員の養成研修については、平成30年度と31年度は国が実施し(主任相談支援専門員養成研修等事業)、各都道府県においては、平成31年度以降に順次体制が整い次第実施いただく予定である。
- また、主任相談支援専門員の主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進を図るため、事例の収集・整理・分析を行い、今後新たに設置する際に参考となる手引きの作成等を行う予定である。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の猶予措置について】

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、所定の研修を修了することが要件となっているが、「事業の開始後1年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置が設定されている(平成30年3月末まで)。
- 障害福祉サービス等の質の向上に向け、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の改定を平成31年度に予定していることから、上記の猶予措置について平成31年3月末まで延長する。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



(平成30年度以前の取扱い)

【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成30年3月31日廃止)**
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(平成30年度以降の取扱い)

【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成31年3月31日廃止)**
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直し(平成31年度予定)

障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて

- 平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾病)としていた。

【障害者総合支援法における難病の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

- 難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」(H26.8.27設置)において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。

<検討の経過>

- ✓ 平成27年1月～ 第1次対象疾病拡大 130疾病 ⇒ 151疾病
 - ✓ 平成27年7月～ 第2次対象疾病拡大 151疾病 ⇒ 332疾病
 - ✓ 平成29年4月～ 第3次対象疾病拡大 332疾病 ⇒ 358疾病
- その後の指定難病の検討状況等を踏まえ、本年2月20日に開催した第6回障害者総合支援法対象疾病検討会において、第4次拡大分の対象疾病の検討が行われ、358疾病から359疾病に拡大する方針が取りまとめられた。
 - 2月20日からパブリックコメントを実施中。その後、告示を改正し、本年4月に施行予定。

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

※ 新たに対象となる疾病 (1疾病)

△ 表記が変更された疾病 (3疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	41	円錐角膜	81	クッシング病
2	アイザックス症候群	42	黄色靂帯骨化症	82	クリオピリン関連周期熱症候群
3	I g A腎症	43	黄斑ジストロフィー	83	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
4	I g G 4 関連疾患	44	大田原症候群	84	クルーゾン症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	45	オクシピタル・ホーン症候群	85	グルコーストランスポーター 1 欠損症
6	アジソン病	46	オスラー病	86	グルタル酸血症1型
7	アッシャー症候群	47	カーニー複合	87	グルタル酸血症2型
8	アトピー性脊髄炎	48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	88	クロウ・深瀬症候群
9	アペール症候群	49	潰瘍性大腸炎	89	クローン病
10	アミロイドーシス	50	下垂体前葉機能低下症	90	クロンカイト・カナダ症候群
11	アラジール症候群	51	家族性地中海熱	91	痙攣重積型(二相性)急性脳症
12	アルポート症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡	92	結節性硬化症
13	アレキサンダー病	53	カナバン病	93	結節性多発動脈炎
14	アンジェルマン症候群	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	94	血栓性血小板減少性紫斑病
15	アントレー・ピクスラー症候群	55	歌舞伎症候群	95	限局性皮膚異形成
16	イソ吉草酸血症	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	96	原発性局所多汗症
17	一次性ネフローゼ症候群	57	カルニチン回路異常症	97	原発性硬化性胆管炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	58	加齢黄斑変性	98	原発性高脂血症
19	I p 36欠失症候群	59	肝型糖原病	99	原発性側索硬化症
20	遺伝性自己炎症疾患	60	間質性膀胱炎(ハンナ型)	100	原発性胆汁性胆管炎
21	遺伝性ジストニア	61	環状20番染色体症候群	101	原発性免疫不全症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	62	関節リウマチ	102	顕微鏡の大腸炎
23	遺伝性腭炎	63	完全大血管転位症	103	顕微鏡的多発血管炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血	64	眼皮膚白皮症	104	高I g D症候群
25	VATER症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症	105	好酸球性消化管疾患
26	ウィーバー症候群	66	ギャロウェイ・モフト症候群	106	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
27	ウィリアムズ症候群	67	急性壊死性脳症	107	好酸球性副鼻腔炎
28	ウィルソン病	68	急性網膜壊死	108	抗糸球体基底膜腎炎
29	ウエスト症候群	69	球脊髄性筋萎縮症	109	後縦靂帯骨化症
30	ウェルナー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	110	甲状腺ホルモン不応症
31	ウォルフラム症候群	71	強直性脊椎炎	111	拘束型心筋症
32	ウルリッヒ病	72	強皮症	112	高チロシン血症1型
33	HTLV-1 関連脊髄症	73	巨細胞性動脈炎	113	高チロシン血症2型
34	A T R - X 症候群	74	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	114	高チロシン血症3型
35	A D H 分泌異常症	75	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	115	後天性赤芽球病
36	エーラス・ダンロス症候群	76	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	116	広範脊柱管狭窄症
37	エプスタイン症候群	77	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	117	抗リン脂質抗体症候群
38	エプスタイン病	78	筋萎縮性側索硬化症	118	コケイン症候群
39	エマヌエル症候群	79	筋型糖原病	119	コスデロ症候群
40	遠位型ミオパチー	80	筋ジストロフィー	120	骨形成不全症

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

- ※ 新たに対象となる疾病 (1 疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (3 疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病 (2.9 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
121	骨髄異形成症候群 ○	161	進行性核上性麻痺	201	先天性無痛無汗症
122	骨髄線維症 ○	162	進行性骨化性線維異形成症	202	先天性葉酸吸収不全
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	163	進行性多巣性白質脳症	203	前頭側頭葉変性症
124	5p欠失症候群	164	進行性白質脳症	204	早期ミオクロニー脳症
125	コフィン・シリス症候群	165	進行性ミオクローヌスてんかん	205	総動脈幹遺残症
126	コフィン・ローリー症候群	166	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	206	総排泄腔遺残
127	混合性結合組織病	167	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	207	総排泄腔外反症
128	鯉耳腎症候群	168	スタージ・ウェーバー症候群	208	ソトス症候群
129	再生不良性貧血	169	スティーヴンス・ジョンソン症候群	209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
130	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	170	スミス・マギニス症候群	210	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
131	再発性多発軟骨炎	171	スモン ○	211	大脳皮質基底核変性症
132	左心低形成症候群	172	脆弱X症候群	212	大理石骨病
133	サルコイドーシス	173	脆弱X症候群関連疾患	213	ダウン症候群 ○
134	三尖弁閉鎖症	174	正常圧水頭症 ○	214	高安動脈炎
135	三頭筋欠損症	175	成人スチル病	215	多系統萎縮症
136	CFC症候群	176	成長ホルモン分泌亢進症	216	タナトフォリック骨異形成症
137	シェーグレン症候群	177	脊髄空洞症	217	多発血管炎性肉芽腫症
138	色素性乾皮症	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	218	多発性硬化症/視神経脊髄炎
139	自己貪食空胞性ミオパチー	179	脊髄髄膜瘤	219	多発性軟骨性外骨腫症 ○
140	自己免疫性肝炎	180	脊髄性筋萎縮症	220	多発性嚢胞腎
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	181	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	221	多脾症候群
142	自己免疫性溶血性貧血	182	前眼部形成異常	222	タンジール病
143	四肢形成不全 ○	183	全身性エリテマトーデス	223	単心室症
144	シトステロール血症	184	先天異常症候群	224	弾性線維性仮性黄色腫
145	シトリン欠損症	185	先天性横隔膜ヘルニア	225	短腸症候群 ○
146	紫斑病性腎炎	186	先天性核上性球麻痺	226	胆道閉鎖症
147	脂肪萎縮症	187	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 △	227	遅発性内リンパ水腫
148	若年性特発性関節炎 △	188	先天性魚鱗癬	228	チャーシ症候群
149	若年性肺気腫	189	先天性筋無力症候群	229	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
150	シャルコー・マリエ・トウース病	190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	230	中毒性表皮壊死症
151	重症筋無力症	191	先天性三尖弁狭窄症	231	腸管神経節細胞減少症
152	修正大血管転位症	192	先天性腎性尿崩症	232	TSH分泌亢進症
153	ジュベール症候群関連疾患 △	193	先天性赤血球形成異常性貧血	233	TNF受容体関連周期性症候群
154	シュワルツ・ヤンベル症候群	194	先天性僧帽弁狭窄症	234	低ホスファターゼ症
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	195	先天性大脳白質形成不全症	235	天疱瘡
156	神経細胞移動異常症	196	先天性肺静脈狭窄症	236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	197	先天性風疹症候群 ○	237	特発性拡張型心筋症
158	神経線維腫症	198	先天性副腎低形成症	238	特発性間質性肺炎
159	神経フェリチン症	199	先天性副腎皮質酵素欠損症	239	特発性基底核石灰化症
160	神経有棘赤血球症	200	先天性ミオパチー	240	特発性血小板減少性紫斑病

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

- ※ 新たに対象となる疾病 (1疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (3疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
241	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	281	非典型溶血性尿毒症候群	321	慢性肺炎 ○
242	特発性後天性全身性無汗症	282	非特異性多発性小腸潰瘍症	322	慢性特発性偽性腸閉塞症
243	特発性大腿骨頭壊死症	283	皮膚筋炎/多発性筋炎	323	ミオクロニー欠伸てんかん
244	特発性多中心性キャスルマン病 ※	284	びまん性汎細気管支炎 ○	324	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
245	特発性門脈圧亢進症	285	肥満低換気症候群 ○	325	ミトコンドリア病
246	特発性両側性感音難聴	286	表皮水疱症	326	無虹彩症
247	突発性難聴 ○	287	ヒルシスブルング病 (全結腸型又は小腸型)	327	無脾症候群
248	ドラベ症候群	288	ファイファー症候群	328	無βリポタンパク血症
249	中條・西村症候群	289	ファロー四徴症	329	メーブルシロップ尿症
250	那須・ハコラ病	290	ファンコニ貧血	330	メチルグルタコン酸尿症
251	軟骨無形成症	291	封入体筋炎	331	メチルマロン酸血症
252	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	292	フェニルケトン尿症	332	メビウス症候群
253	22q11.2欠失症候群	293	複合カルボキシラーゼ欠損症	333	メンケス病
254	乳幼児肝巨大血管腫	294	副甲状腺機能低下症	334	網膜色素変性症
255	尿素サイクル異常症	295	副腎白質ジストロフィー	335	もやもや病
256	ヌーナン症候群	296	副腎皮質刺激ホルモン不応症	336	モワット・ウイルソン症候群
257	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症	297	ブラウ症候群	337	薬剤性過敏症候群 ○
258	脳髄黄色腫症	298	ブラダー・ウィリ症候群	338	ヤング・シンプソン症候群
259	脳表ヘモジデリン沈着症	299	プリオン病	339	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
260	膿疱性乾癬	300	プロピオン酸血症	340	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
261	嚢胞性線維症	301	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	341	4p欠失症候群
262	パーキンソン病	302	閉塞性細気管支炎	342	ライソゾーム病
263	パージャール病	303	β-ケトチオラーゼ欠損症	343	ラスムッセン脳炎
264	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	304	パーチェット病	344	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
265	肺動脈性肺高血圧症	305	ベスレムミオパチー	345	ランドウ・クレフナー症候群
266	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	306	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	346	リジン尿性蛋白不耐症
267	肺胞低換気症候群	307	ヘモクロマトーシス ○	347	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
268	パッド・キアリ症候群	308	ペリー症候群	348	両大血管右室起始症
269	ハンチントン病	309	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	349	リンパ管腫症/ゴーハム病
270	汎発性特発性骨増殖症 ○	310	ベルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	350	リンパ管筋腫症
271	P C D H19関連症候群	311	片側巨脳症	351	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
272	非ケトーシス型高グリシニン血症	312	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	352	ルピンシュタイン・テイビ症候群
273	肥厚性皮膚骨膜炎	313	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	353	レーベル遺伝性視神経症
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	314	発作性夜間ヘモグロビン尿症	354	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	315	ポルフィリン症	355	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
276	肥大型心筋症	316	マリネスコ・シェーグレン症候群	356	レット症候群
277	左肺動脈右肺動脈起始症	317	マルファン症候群	357	レノックス・ガストー症候群
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	318	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	358	ロスムンド・トムソン症候群
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	319	慢性血栓性肺高血圧症	359	肋骨異常を伴う先天性側弯症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	320	慢性再発性多発性骨髄炎		

注) 疾病名の表記が変更になる可能性がある

【質問票】

平成 年 月 日
岡山市事業者指導課 障害事業者係宛
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別			
所在地	岡山市 区		
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			

利用者事故等発生時の対応について

1 事故発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- (2) 速やかに利用者の家族、岡山市、支給決定市町村等に連絡・報告を行うこと。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

3 岡山市への報告

(1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生（社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に感染症又は食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めなどの措置を講じること。（平成 17 健発 0222002 号）

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合)

④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるとき

(2) 報告事項

岡山市への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、岡山市、支給決定市町村に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、岡山市、支給決定市町村に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

4 提出先

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係

〒700-0913 岡山市北区大供 3-1-18 (K S B 会館 4 階)

T E L 086-212-1015

F A X 086-221-3010

E メール syou-jigyoku@city.okayama.jp

※支給決定市町村にも報告してください。支給決定市町村が岡山市の場合は、障害福祉課又は保健管理課となります。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第81号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第82号）第58条第1項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (4) 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第83号）第32条第1項及び準用規定
- (5) 岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第94号）第18条第1項

- (6) 岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第95号）第16条第1項
- (7) 岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第45号）第45条第1項
- (8) 岡山市通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第79号）第52条第1項及び準用規定
- (9) 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第80号）第48条第1項及び準用規定

障害福祉サービス事業所 ・ 障害者支援施設
 相談支援事業所 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム
 障害児施設 ・ 障害児通所支援事業所

利用者事故等報告書

指定権者(岡山市の事業所は岡山市)とともに、
 支給決定市町村にも提出してください。
 また、欄の幅や高さは適宜調整してください。

平成25年 3月 1日

岡山市長 様

法人代表者名で提出してください。速報
 はメール・FAXでもかまいませんが、
 最終報告は押印し提出してください。

(事業所・施設等の名称)

〇〇就労支援センター

(事業者・施設設置者等の職・氏名)

(社福) 〇〇 理事長 △△ △△

法人
 印

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

利用者氏名	事業所 花子 (男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女)	生年月日	昭和50年 1月 1日 (満38歳)
住 所	岡山市北区大供三丁目1-18		
支給決定市町村	岡山市	利用サービス名	就労継続支援B型
事故等発生日時	平成25年 2月27日(水曜日) 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 2時30分頃		
事故等発生場所	訓練・作業室		
事故等の状況及びその原因	<p>(状況) △△の作成作業中、他の利用者とふざけて押し合いを行い転倒。転倒の際に支えた右手に腫れがあり、本人が痛みを訴えていた。</p> <p>(原因) 他の利用者とふざけて押し合いを行っていたことを放置していたこと、作業道具が足元に落ちていたためつまづいたのが原因と思われる。</p>		
事故等に対する対応及び家族等への説明内容とそれに対する反応	<p>(対応) 直ちに〇〇医院に連れて行き、診察を受けたところ、右手中指の骨折と打撲と診断された。</p> <p>(家族等への説明内容と反応) すぐに管理者が母親に連絡し謝罪を行うとともに、けがの補償について説明を行った。母親からは軽い怪我だったので、引き続き通える軽作業の実施をお願いされた。</p>		
再発防止策	事故防止のため担当職員会議を行い、ふざけあい等に対するの注意を徹底するとともに、利用者全員で反省会を開催し、利用者自身に再度の意識付けを行った。		
事業所の担当者	(担当者名: 岡山 太郎 (サービス管理責任者)) (TEL: 086-XXX-XXXX FAX: 086-XXX-XXXX)		
備 考			

事故時の状況、けがの様子等をできるだけ詳細に記入してください。

医療機関受診状況、けがの診断結果など対応内容を記入してください。

指定申請に係る提出書類確認表（平成30年3月暫定版）
 (No.1～No.4が申請書類、No.5以下が添付書類となっています。)

該当のみ	必要(提出書類)	様式	就労定着支援	自立生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助	備考
0	実施主体 ※右記サービスの指定事業者であること ※同時申請(自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助)も可能		生活介護 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型) ※その他要件あり	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 宿泊型自立訓練 共同生活援助 障害者支援施設 相談支援	短期入所 (併設・単独)	指定を受けようとする事業者が提供するサービスの種類並びに当該事業所(施設)の名称及び所在地を確認
1	指定申請書	様式第1号	○	○	○	
2	既に指定を受けている事業がある場合	別紙1	○	○	○	
3	障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	別紙2	○	○	○	
4	役員等名簿		○	○	○	
5	指定に関する記載事項	付表1～15	付表14	付表15	付表7-1 付表7-2	
6	定款、寄附行為及び登記事項証明書又は条例等		○	○	○	
7	建物の構造概要		-	-	○	
8	平面図	参考様式1	○	○	○	
9	事業所内外の写真		○	○	○	
10	設備・備品等一覧表	参考様式2	○	○	○	
11-1	消防法適用確認	参考様式2-2				
11-2	建築物関連法令協議記録	都市計画法、建築基準法(参考様式2-3)	○	○	○	
12	管理者の経歴書	参考様式3	○	○	○	
14	サービス管理責任者の経歴書	参考様式3	○ 就労	○ 地域生活 (知的・精神)	○ 地域生活 (知的・精神)	
16	就任承諾書(管理者・サービス管理責任者について)	参考様式3-2	○	○	○	
17-2	サービス管理責任者の配置要件に係る(研修受講)誓約書	参考様式11-2	該当の場合	該当の場合	該当の場合	
18	実務経験証明書	参考様式4	○	○	○	
19	運営規程		○	○	○	
20	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	○	○	○	
21	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	別紙2-1、2-2	○	○	○	
22	組織体制図		○	○	○	
23	資産の状況	・資産目録、財務諸表 ・事業計画書(2か年度分) ・収支予算書(2か年度分) ・損害保険証書の写し (・賃貸契約書の写し)	○	○	○	
24	協力医療機関との契約の内容	契約書等、位置図	-	-	○	
25	従業者の資格を証するもの(写し)		○	○	○	サービス管理責任者のみ
26	案内図又は位置図		○	○	○	
28	関係機関との連携体制及び支援体制の概要	参考様式8	-	-	○	
29	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等	参考様式7	○	○	○	
37	共同生活援助に係る体制	別紙7	-	-	○	
40	利用者の障害支援区分	別紙1	-	-	○	
42	原本証明	参考様式12	○	○	○	
43	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書	様式第2号	集団指導で 別途指示	集団指導で 別途指示	集団指導で 別途指示	
44	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表	別紙	集団指導で 別途指示	集団指導で 別途指示	集団指導で 別途指示	
45	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票		○	○	○	
46	障害福祉サービス事業等開始届	(届出の写しが必要です)	○	○	○	
47	一般就労移行実績(過去3年分)	参考様式13	○	-	-	新規
48	協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要	参考様式14	-	-	○	新規

※多機能型事業実施時は、各付表に付表11(21)を併せて提出すること。

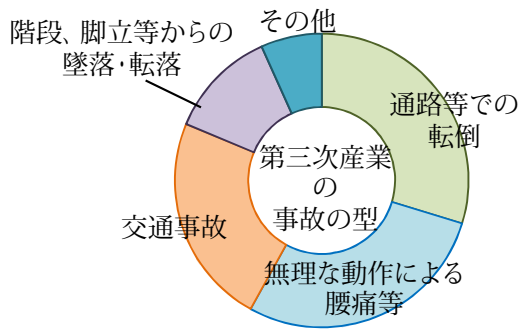
労働災害が急増しています！

- 岡山労働局からのお知らせ -

労働災害が急増しております。

特に、今年、小売業、社会福祉施設、飲食店などの**第三次産業**では、**労働災害が大幅増加**（前年比2割増）しております。

まずは、裏面の**基本的事項のチェック**をお願いします。



第三次産業で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」 「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」 「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、 「刃物で手を切った」、 「交通事故にあった」、 「通路でぶつかった」など

以下のサイトにアクセスし、より安全な職場を実現下さい！

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」

「STOP！転倒災害」

「職場における腰痛予防対策指針」

こちらも
ご覧ください

岡山労働局 第三次

検索

STOP！転倒

検索

職場のチェックリスト ー安全を意識していますか？ー

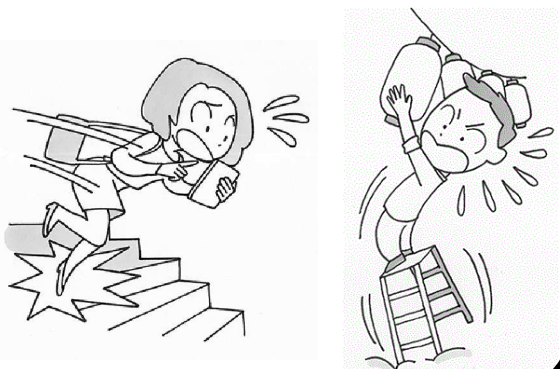
- 安全管理の責任者を決めている。
- 職場の安全点検を行っている（毎月1日は点検の日）。
- 朝礼等で災害防止への注意喚起を行っている。
- 雇入れ時、安全教育を行っている。



- 通路、階段などに物を放置していない（整理、整頓）。
- 床の水、油、粉、ゴミは放置せず、その都度清掃している。
- 滑りやすい場所、段差を解消している（危険箇所はステッカーなどで表示している）。
- 履物は滑りにくく、サイズのあったものを使用している。
- 進行方向、足元を見て歩く。走らない。



- 不安定な場所（椅子の座面、脚立の天板）の上に立たない。
- 階段は手すりを持つなど、一段ずつ確実に昇降する。



- 中腰など無理な姿勢で重い荷物を、持ち上げない。
- 腰痛防止、転倒防止のため、ストレッチ体操をしている。

